

3年以内の見直し検討チームについて（案）

1. 趣旨

平成 26 年 9 月の原子力防災会議（第 4 回）での総理指示を受け、原子力規制委員会設置法附則第 5 条の規定に定める 3 年以内の見直しとして、原子力防災体制のさらなる充実・強化を中心に検討を行う。

また、検討の結果については、「政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合」（事務局：内閣府（防災担当））における検討にもインプットすることとする。

2. 構成

（構成員）

座長	原子力防災担当副大臣	小里泰弘
座長代理	原子力防災担当大臣政務官	福山守
	内閣官房危機管理審議官	藤山雄治
	内閣審議官（内閣官房副長官補室（内政））	黒田武一郎
	内閣審議官（内閣官房原子力規制組織等改革推進室長）	中井徳太郎
	内閣府官房長	幸田徳之
	内閣府政策統括官（防災）	日原洋文
	内閣府原子力災害対策担当室長/原子力規制庁放射線防護対策部長	平井興宣
	環境省官房長	森本英香
	原子力規制庁次長	清水康弘
	必要に応じて他の省庁の出席を求める	

※会議の事務局は、内閣官房原子力規制組織等改革推進室とする。

※会議は冒頭のみ公開（会議資料・議事概要は原則として公表）

3. 主要な論点（例）

- 内閣府の原子力防災部門の充実・強化
- オフサイトの原子力防災対策に関する地方公共団体との連携の強化
- 原子力災害を含む大規模複合災害への対応の強化
- 3年以内の見直しに関係するその他の論点
等

◎第 35 回原子力災害対策本部・第 4 回原子力防災会議 総理御発言（抄）
（平成 26 年 9 月 12 日 閣議後）

- ・川内地域の避難計画を含めた緊急時対応について、「具体的かつ合理的なものとなっていること」を、県と関係市町、関係省庁が参加したワーキングチームで確認し、これを了承しました。
- ・現地の皆様の理解を得られるよう、関係省庁、関係機関は、丁寧な説明に努めるとともに、今後も実効性の向上、一層の改善、充実に取組んで頂きたい。
- ・その他の地域についても同様の取組を進めるべく、政府をあげて自治体を全面的に支援していく。あわせて、早急に政府の原子力防災体制を充実・強化していかなければならない。望月大臣はしっかり進めていただきたい。

◎原子力規制委員会設置法（平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号）（抄）

（原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織に関する検討）

第五条 原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織については、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、国会に設けられた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が提出する報告書の内容、原子力利用における安全の確保に関する最新の国際的な基準等を踏まえ、放射性物質の防護を含む原子力利用における安全の確保に係る事務が我が国の安全保障に関わるものであること等を考慮し、より国際的な基準に合致するものとなるよう、内閣府に独立行政委員会を設置することを含め検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとする。